

東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて(法令解釈通達)	東日本大震災関係諸費用(災害損失特別勘定など)に関する法人税の取扱いに係る質疑応答集
<p>1 用語の定義</p> <p>① 災害 東日本大震災</p> <p>② 被災資産 イ 棚卸資産及び固定資産(賃借人に修繕義務がある場合を除く) ロ 当該法人に修繕義務のある、賃貸資産や販売済み資産</p> <p>③ 事業年度 イ 法人税法第13条及び14条の事業年度 ロ 法人税法第15条の連結事業年度</p> <p>④ 確定申告書等 イ 法人税法第2条第31号の確定申告書 ロ 法人税法第2条第32号の連結確定申告書</p>	<p>【Q27】 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の記載の仕方では、「資産の種類」ごとに費用の見積額及び保険金等の額の合計額を明細書に記載することとなる。</p> <p>「資産の種類」とは、 棚卸資産は法人税法施行令第10条各号《棚卸資産の範囲》に掲げる資産の種類(商品又は製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助原材料等)ごと 非償却資産は同令第12条各号《固定資産の範囲》に掲げる資産の種類(土地、電話加入権等)ごと 減価償却資産は同令第13条各号《減価償却資産の範囲》に掲げる資産の種類(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品等)ごとに区分する。</p>
<p>2 災害損失特別勘定への繰入額の損金算入</p> <p>① 損金算入の可否 被災資産の修繕等に要する費用の見積額を、「災害損失特別勘定」として経理した場合には、損金算入する。(原則は、損金経理を要件としている)</p> <p>【確定申告書等への添付書類】 災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書</p> <p>② 損金算入できる金額 次の(1)の「価値減少額」と(2)の「修繕費用の見積額」のうち、金額の多い方の合計額を超えない金額まで損金算入できる。</p>	<p>【Q3】 ただし、3月決算法人で、今回の費用通達の公表時に、既に決算手続が終了しており、災害損失特別勘定の損金経理をできなかった等やむを得ない事情がある場合には、特例的に申告調整での損金算入を認める。</p> <p>【Q9】 (1)及び(2)に掲げる金額は、原則として個々の資産ごとに計算するので、個々の資産ごとに(1)の金額と(2)の金額のいずれが多い金額をもって災害損失特別勘定の繰入対象とすることになる。 ただし、その計算単位として、例えば、〇〇工場建物一式、〇〇製造設備一式としても差し支えない。</p>

(1) **被災による価値減少額**

被災資産(資産の評価損の損金算入をしたものを除く。)の被災事業年度等終了の日における

価額(時価)がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額

(2) **修繕費用の見積額**

被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用(以下「修繕費用等」という。)の見積額

(被災事業年度等終了の日の翌日以後に支出すると見込まれるものに限る。)

イ 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用

ロ 被災資産の原状回復のために要する費用

(被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。)

ハ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用

ニ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

(1)又は(2)の、いずれにしても、当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」)により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額が対象となる。

(注)1

法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、上記(2)の「災害のあった日から1年を経過する日」は、「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」と読み替えることができる。

(注)2

上記(2)に掲げる金額により災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、次のことに留意する。

(1) 有姿除却の適用を受けた資産(法人税基本通達7-7-2及び連結納税基本通達6-7-2)

については、上記イ及びハに掲げる費用に限り災害損失特別勘定の繰入れの対象とすることができる。

(2) 評価損を計上した資産(法人税法第33条第2項)については、

上記ハ及びニに掲げる費用に限り災害損失特別勘定の繰入れの対象とすることができる。

((注)3及び4は、中間仮決算に係る項目なので割愛)

【Q8】

評価損を計上した資産について支出した修繕費用等は、原則として、災害損失特別勘定の繰入対象に含めることはできない。

ただし、評価損を計上した資産であっても、その評価損計上後の資産に係る使用可能期間の維持、価値の減少の防止等をするための修繕等が全くないというわけでもないので、「(2)のハ」と「(2)のニ」の費用については、災害損失特別勘定の繰入対象に含めることができる。

【Q12】

一般的に、資産の時価とは、その資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額をいう。

しかし、今回の災害による被害の甚大さを踏まえれば、被災資産の構造検査などを実施して被災事業年度等終了の日における時価を厳格に評価することが困難な場合も考えられる。

したがって、このような場合には、例えば、損壊等をした建物について建築業者など一定の専門知識を有する者が行った見積りによるなど、合理性があると認められる金額であれば、費用通達2(1)及び3(2)口の「被災事業年度等終了の日における価額」(時価)として取り扱われる。

【Q13】

修繕費用等の見積額は、合理的なものでなければならないが、その見積りを行う者が自社の社員であってはならないということはない。

【Q11】

(2)ハの「土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用」には、例えば、損壊した建物が存していた土地の整理等に要する費用など、個々の被災資産とひも付き関係のない被災資産の共通費用ともいふべき費用も含まれる。

【Q17】

災害損失特別勘定の繰入れに当たり、被災事業年度等の終了の日までに保険会社による損害の査定が間に合わないなど、保険金の金額の見積りが困難な場合には、修繕費用等の見積額から保険金の金額を控除しないこととしても差し支えない。

【Q18】

被災事業年度等に受領して益金の額に算入した保険金等は、「被災事業年度等後の事業年度等に益金の額に算入し、修繕費用等に充てると見込まれるもの」に当たらない。

したがって、当該金額は災害損失特別勘定の繰入額には含めない。

【Q19】

あくまでも修繕費用等の**見積期間の特例**なので、災害損失特別勘定の**繰入れ**は、この特例にかかわらず、被災事業年度等において行うことになる。

<p>3 被災資産の修繕費用等の見積りの方法</p> <p>2((災害損失特別勘定への繰入額の損金算入)の(2)の修繕費用等の見積額は、その修繕等を行うことが確実な被災資産につき、例えば次の金額によるなど合理的に見積もる。</p> <p>(1) 建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額</p> <p>(2) 相当部分が損壊等をした当該被災資産につき、次のイからロを控除した金額</p> <p>イ 再取得価額又は国土交通省建築統計年報の建築価額等を基礎として、その取得の時から被災事業年度等終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額</p> <p>ロ 被災事業年度等終了の日における価額</p> <p>((注)は、中間仮決算に係る項目なので割愛)</p>	<p>【Q10】 災害損失特別勘定の繰入れの対象となる「災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等」は、あくまでも「見込まれる」ものをいいますので、暫定的な修繕計画に基づく見込額でも差し支えない。 このため、災害のあった日から1年を経過する日までに修繕等を完了することを予定している計画に基づく見積額であれば、建設業者、製造業者等が対応できなくなるおそれがある場合であっても、その修繕等に係る費用を災害損失特別勘定の繰入対象とすることができる。</p> <p>【Q15】 「相当部分が損壊等をした被災資産」とは、損壊等の程度がおおむね50%以上であるものが該当する。</p> <p>【Q14】 国土交通省建築統計年報では、各年度ごとに、都道府県別かつ建物の構造・用途の区別に、建築物の総床面積と工事予定総額が統計資料として一覧的に示されている。 したがって、被災資産が属することとなる区分に応じ、その区分に合った建築物の1平方メートル当たりの単価を直近のこの統計資料から算定し、その算定した額に被災資産の床面積を乗ずることによって、被災資産に係る建築価額を算定することができる。</p> <p>【Q16】 イの「未償却残額」は、被災資産に係る修繕費用等の見積額を計算するための基準であり、被災資産の未償却残額そのものではないので、その被災資産が過去の申告において特別償却、圧縮記帳等の課税の特例の適用を受けている場合であっても、これら課税の特例の適用を受けていないものとして、修繕費用等の見積額を計算するための未償却残額を計算することになる。</p> <p>【Q12】 一般的に、資産の時価とは、その資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額をいう。 しかし、今回の災害による被害の甚大さを踏まえれば、被災資産の構造検査などを実施して被災事業年度等終了の日における時価を厳格に評価することが困難な場合も考えられる。 したがって、このような場合には、例えば、損壊等をした建物について建築業者など一定の専門知識を有する者が行った見積りによるなど、合理性があると認められる金額であれば、費用通達2(1)及び3(2)ロの「被災事業年度等終了の日における価額」(時価)として取り扱われる。</p> <p>【Q13】 修繕費用等の見積額は、合理的なものでなければならないが、その見積りを行う者が自社の社員であってはならないということはない。</p>
<p>4 災害損失特別勘定の益金算入 来年度以降に関する規定なので割愛</p>	
<p>5 修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例 来年度以降に関する規定なので割愛</p>	

<p>6 災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲 中間仮決算に関する規定なので割愛</p>	
<p>7 修繕費用等の支出がある場合の災害損失の額の計算 中間仮決算に関する規定なので割愛</p>	
<p>8 繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合 2から7まで((災害損失特別勘定への繰入額の損金算入等))の取扱いは、災害により、法人税法施行令第114条((固定資産に準ずる繰延資産))に規定する繰延資産につき、当該繰延資産に係る他の者の有する固定資産について損壊等の被害があった場合について準用する。</p>	
<p>9 損壊した賃借資産等に係る補修費 来年度以降に関する規定なので割愛</p>	
<p>10 被災者用仮設住宅の設置費用 法人が、災害により被災した役員又は従業員(以下「従業員等」)の住居として一時的に使用する建物(以下「仮設住宅」)の用に供する資材(以下「仮設住宅用資材」)の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合において、当該仮設住宅の組立て、設置のために要した金額につきその居住の用に供した日の属する事業年度等において費用として経理したときには、損金算入できる。 法人が取得をした仮設住宅用資材について、これを反復して使用する場合には、通常の例により償却するものとされる。しかし、仮設住宅のためにのみ使用することとしている場合には、その見積使用期間を基礎として償却することが認められる。この場合、当該見積使用期間を基礎として償却を行うときは、その取得価額から当該見積使用期間に基づき算定した処分見込価額を控除した金額を基礎として償却額を計算するものとする。 (注) 法人が、仮設住宅の一部を自己の従業員等以外の被災者の居住の用に供した場合においても、同様とする。</p>	<p>【Q32】 法人が、「従業員等」の住居として使用する仮設住宅の用に供する資材の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合には、通常その仮設住宅は一時的な使用を予定したものであり、組立て、設置費用の支出の効果が及ぶ期間も短期間であることが一般的である。そこで、仮設住宅の組立て、設置のために要した金額について、その仮設住宅を居住の用に供した事業年度等において費用として経理したときには、この処理を認めることとした。なお、法人が被災した従業員等の住居として設置した仮設住宅の一部を、自己の従業員等以外の被災者の居住の用に供した場合も、同様に取り扱われる。</p> <p>【Q33】 仮設住宅として使用した後に他の用途に転用・再利用するなど、法人が仮設住宅用資材を反復して使用する場合には、通常の例により、原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる「建物」の「簡易建物」の「仮設のもの」の7年で減価償却をする。一方、仮設住宅用資材を、災害により被災した従業員等の住居として一時的に使用する仮設住宅の用にのみ使用することとしている場合には、仮設住宅に使用すると見込まれる期間(1年未満の端数は切り捨てます。)を耐用年数として償却することができる。</p>